

なぜ進まない

②

建設業の改革

2006年4月に日本土木工業協会が「透明性ある入札・契約制度に向けて」改革姿勢と提言」を発表した。いわゆる談合体質からの離脱宣言である。

私は外部委員の一人として提言の作成に加わった。議論の中核は、社会に対して、企業集団としての意見を明確に発し、その発言に基づき自身を律する事を決意するか否かであった。この提言は「協調の原理」から「競争の原理」への転換を基盤とし、反社会的行動への連鎖からの離脱を決意したものと見てよい。

この宣言の発表後、名古屋市発注の地下鉄建設工事で談合が発覚した。一般メディアは一斉に、離脱宣言の信憑(しんぴよう)性を問う報道を行った。だが、基本的に土工協の方針の揺らぎは見られなかった。むしろ、この事件の発覚によって、土工協の中でつめいていた、旧態思想の終焉(しゅえん)を示す結果となったと判

断している。問題は、持続性である。談合離脱宣言は精神論にとどまるものであり、産業構造の変化をもたらしたわけではない。

談合は本当に
なくなるか

「今後も談合はなくなるらないのでは」といった意見を発している

談合問題を考える

のは、国民だけではない。「日経コンストラクション」の調査などでも明らかにしたように、建設産業に身を置く、多くの者がそう思っているのである。彼らの悲観的予測を作り出しているものは何か。

先に、建設産業は官民が一体となって生産機能を果たす構造であること述べた。そもそも建設プロジェクトとは、発注者と受注者が互いにその機能を連結し、補完し合

って成り立つものである。互いが離反した状態での遂行は、プロジェクトの方向を危うくすることになる。これは、世界中、どの国においても同様である。つまり、諸外国の建設産業では「われわれ発注者と受注者は、互いに協力して皆さんの生活を守り、向上させる社会基盤整備を行っている」と国民や資金提供者に表明するわけである。

この表明には、当然のことながら、契約条件を両者の間にしっかりと位置づけ、遂行過程における透明性を確保するという方法が用

いう歴史的背景があり、国家組織が担ってきた機能を民間企業に移管した後も官主導の思想を守り続けてきた。こういった見方もある。だが、いくら強い意思をもって官が主導権を死守したとしても、おのずと限界があるはずである。

官主導型産業の
発生理由

では、官主導を必要としているのは要求する根源は何であるのか。注目すべきは日本の建設産業を取り巻く法令システムである。会計法を始めとし、建設産業に

意されていなければならないことになる。わが国では「われわれ発注者は決して間違いを犯さず、受注者をよく監視し、社会基盤施設造りを行っているのだから安心して下さい」という姿勢を堅持し続けてきたのである。

なぜ、発注者はそのような姿勢を堅持してきたのか。堅持しなければならぬ理由は何であったのか。明治維新以来、国家主導で社会基盤整備事業が行われてきたと

適用される法令は既成物品の売り買いを基本として組み立てられていたものであり、未完成物を取引対象とする建設プロジェクトの遂行実態とは相当に乖離(かいり)している。建設産業に携わる者は、この法令と遂行実態の乖離の中で仕事を続けてきたのである。建設産業の悲劇の源はここにあると考える。コンサルティングエンジニアといった第三者の専門技術集団を参画させず、発注者と受注者からなる二者執行構造を公共事業の基本

形としている国は珍しい。建設に5年間必要な工事に対し、1年ごとに契約を行うことを基本としているような国は、他に見当たらない。「経過の管理」を保証する監督官のサインした検査書を信頼せず、工事写真をもって会計監査する国も珍しい。

発注者側の算出した予算額(object budget)を、契約目標額(Target contract price)とした位置付けの「予定価格」として堅持している国もほとんどない。ごく一部の途上国は別にして、共同企業体でのプロジェクト参画を入札条件としている国も見当たらない。

出来高に応じた支払いをせず、前渡金40%、後は完成払いといった精算方法を行っている国も多い。ましてオークションのいふく、総価を記した紙切れ一枚の入札を基本形としている国などない。

かかるシステムが建設産業のゆがみを生み、透明性向上の障害になっていることは、諸外国の専門家たちは既に見抜いている。こうした日本の建設産業独特のシステムがなぜ生まれてきたのか。各システムの成り立ちをさかのぼってみれば、ほぼ確実に建設産業の遂行実態と乖離した法令の存在に行き着くことになる。

寄稿

高知工科大学社会システム工学科教授

草柳 俊二